平成２７年４月１６日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

１　指名停止措置対象業者名及び住所
朝日土木建築 株式会社
静岡県伊豆市八幡７０８

２　指名停止期間　　自　平成２７年４月１７日
至　平成２７年７月１６日（３ヵ月間）

３　指名停止の理由
朝日土木建築株式会社は、関東森林管理局伊豆森林管理署長と平成２６年７月３日及び平成２６年８月７日に締結した「天城（岩尾支線）林業専用道新設工事（H25補正）及び遠笠林業専用道新設外改良工事」請負契約において、資材の調達、搬入が困難になり工期内の完成が望めなくなったとして、工事続行不能届が提出されたことから、国有林野事業工事請負契約約款第４６条第１項第８号により契約解除に至った。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和５９年６月１１日５９林野経第１５６号）別表第２第１６号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

【問い合わせ先】
関東森林管理局経理課　電話 027-210-1149
担当：専　門　官